

別表1 徴収基準額表

所得階層区分	世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A 階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B 階層	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C 階層	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540	
D 階層	A 階層、B 階層及びC 階層を除き、当該年度分市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000 円以下	D1	7,900	790
		15,001 円～21,000 円	D2	10,800	1,080
		21,001 円～51,000 円	D3	16,200	1,620
		51,001 円～87,000 円	D4	22,400	2,240
		87,001 円～171,300 円	D5	34,800	3,480
		171,301 円～252,100 円	D6	49,400	4,940
		252,101 円～342,100 円	D7	65,000	6,500
		342,101 円～450,100 円	D8	82,400	8,240
		450,101 円～579,000 円	D9	102,000	10,200
		579,001 円～700,900 円	D10	123,400	12,340
		700,901 円～849,000 円	D11	147,000	14,700
		849,001 円～1,041,000 円	D12	172,500	17,250
		1,041,001 円～1,222,500 円	D13	199,000	19,990
		1,222,501 円～1,423,500 円	D14	229,400	22,940
		1,423,501 円以上	D15	全額	左の徴収基準月額 の10%。ただし、 その額が26,300円 に満たない場合 は、26,300円